

1 非常時における休業及び登下校について

(1) 児童が登校する以前に警報（いかなる警報であっても）が発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合

警報（いかなる警報であっても）が発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合

- ① 警報及び警戒レベル3以上がすべて解除されるまで家庭において待機させる。
- ② 始業時刻の1時間前までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合は、平常どおり登校させる。
- ③ 始業時刻の1時間前から正午までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を開始する。
- ④ 正午を過ぎてから解除された場合は、休業とする。
- ⑤ 午前中のみ土曜授業については、始業時刻に警報及び警戒レベル3以上が発令されている場合は、休業とする。

ただし、②と③の場合において、道路、橋等の損壊その他で危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及ばない。

(2) 児童が登校してから強風注意報・暴風警報が発表及び警戒レベル3以上が発令された場合（台風接近時）

- ① 強風注意報発表時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況等を判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させる。この場合、学校のとる措置を地域や保護者に連絡し、十分な連携を図る。
 - ・ 教師、PTA、地域の方々等による下校の見届けを行い、児童生徒のみで下校させないようにする。
 - ・ 状況に応じて、保護者メールやPTAの地域生活委員会等の組織を活用して、児童の帰宅状況を確認する。
 - ・ 自宅に保護者等が不在の児童生徒への配慮をする。
 - ・ 遠距離通学者については、安全を考慮して早めに帰宅させる。
 - ・ 中学校区ごとに連携する。
 - ② 暴風警報発表時又は警戒レベル3発令時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の適切な措置をとる。
 - ・ 学校のとる措置を地域や保護者に連絡し、十分な連携を図る。
 - ・ 保護者への引き渡しについては、来校する保護者の安全に配慮する。
 - ③ 警戒レベル4以上発令時は児童をいかなる方法であっても下校させず、校内の最も安全な場所で待機させる。
 - ・ 学校のとる措置を地域や保護者に連絡し、十分な連携を図る。
- ※ ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

(3) 児童が登校してから警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合

- ① 警報(大雨・洪水・大雪)・記録的短時間大雨情報発表時又は警戒レベル3発令時の気象状況や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、状況に応じて以下のいずれかの措置をとる。
 - A 児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させる。
 - ・学校のとる措置を地域や保護者に連絡し、十分な連携を図る。
 - ・学校による危険箇所の確認後、教師引率による集団下校又は教師が見守りポイントに立ち集団下校させ、PTA、地域の方々等による下校の見届けを行い、児童のみで下校させないようにする。
 - ・状況に応じて、保護者メールやPTAの地域生活委員会等の組織を活用して、児童の帰宅状況を確認する。
 - ・自宅に保護者等が不在の児童への配慮をする。
 - ・遠距離通学者については、安全を考慮して早めに帰宅させる。
 - ・中学校区ごとに連携する。
 - B 安全が十分に確保できない場合は、校内の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の措置をとる。
 - ・学校のとる措置を地域や保護者に連絡し、十分な連携を図る。
- ② 警戒レベル4以上発令時は、原則いかなる方法でも下校をさせず、校内の最も安全な場所で待機させる。
※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

2 特別警報が発表された場合

- (1) 特別警報が発表された場合は、「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」等の児童の安全を最優先にした措置をとる。
ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。
- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報が発せられた場合は、別紙1のとおり対応する。

3 岐阜市教育委員会が休業の決定をする場合

次の場合は岐阜市教育委員会が休業等の決定をする。

- ① 特別警報・暴風警報発表時等で、市全域に大規模な災害発生が予想され、速やかにその徹底を要するときは、休業や授業の打ち切りを決定することがある。
- ② 暴風警報が発表されていないが、発表が予想される場合、気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）、交通や道路の状況等を判断して、警報発表に先立って、休業や授業の打ち切りを決定することがある。

岐阜市教育委員会が始業前に休業を決定した場合には、学校を通じて児童や保護者へ確実に連絡をする。

全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報が発せられた時の対応について

●弾道ミサイル発射に係る基本的な対応について

		弾道ミサイル発射		
弾道ミサイルの行方		①日本の領土、領海に落下の可能性	②日本の領土、領海の上空を通過	③日本の領海外の海域に落下
Jアラートのメッセージ		「ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。」	「ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。」	「ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。」
(1) 登校前		自宅待機。窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	自宅待機。窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	自宅待機。窓から離れるか、窓のない部屋に移動。
(2) 登校中		建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。
(3) 校 内		机などの下に入り身の安全を守る。	机などの下に入り身の安全を守る。	机などの下に入り身の安全を守る。
(4) 放課後		活動を打ち切り、建物の中へ避難。	活動を打ち切り、建物の中へ避難。	活動を打ち切り、建物の中へ避難。
(5) 下校中		建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。
(6) 自 宅		窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	窓から離れるか、窓のない部屋に移動。
Jアラートのメッセージ ・直ちに避難することの呼びかけ ・通過の情報 ・落下場所等の情報		直ちに避難することの呼びかけ 「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。」	通過の情報 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、 ■地方から▲▲へ通過した模様です。不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡してください。」	落下場所等の情報 「先程のミサイルは、○○海に落下した模様です。不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡してください。」
Jアラート		「ミサイル落下。ミサイル落下。○○地方に落下した可能性があります。」		
備 考	登校又は下校の場合	・被害状況等にもよるが、安全が確認されれば登校中又は下校中の児童生徒は、学校又は自宅のどちらか近い方へ行く。 ・近くにミサイルが落下した場合は、口と鼻をハンカチで覆いその場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内、又は風上へ避難する。	・安全が確認されれば登校中であれば学校へ、下校中であれば自宅へ行く。	・安全が確認されれば登校中であれば学校へ、下校中であれば自宅へ行く。
	屋内の場合	・換気扇を止め、窓を閉める。	・安全が確認された後、授業や活動を再開する。	・安全が確認された後、授業や活動を再開する。